

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行
平成24年3月2日現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称) | <ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金 (M型) <単利型> [愛称: 預入金額300万円未満……スーパー定期 預入金額300万円以上……スーパー定期300] |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> 限定しておりません。 |
| 3. 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満 定型方式の場合は、お預入れ時の申出により自動継続(元金継続または元利金継続)がお取扱いいただけます。 定型方式1ヶ月もの・満期日指定方式の1ヶ月超3ヶ月未満ものは証書式のみのお取扱いになります。 満期日指定方式は、スーパー定期のみのお取扱いになります。 |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | <ul style="list-style-type: none"> 一括でお預入れいただけます。 1円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻しいたします。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> お預入れ時の店頭表示の利率をもとに満期日までの適用金利を決定いたします。 お預入れ期間2年未満のものは、満期日以降に一括してお支払いいたします。 お預入れ期間2年以上のものは、預金規定に定めた中間利払日以降および満期日以降に分割してお支払いいたします [中間利払利率=約定利率×70% (小数点第4位以下切り捨て)] 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。 |
| 7. 課税 | <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまは利息の20%(国税15%、地方税5%)が源泉分離課税されます。 障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。 法人のお客さまは総合課税されます。(非課税法人の場合は非課税) |
| 8. 手数料 | — |
| 9. 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様で自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることが可能です。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります) お預入れ期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 マル優制度がご利用いただけます。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき払い戻しいたします。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 1 1. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・中間利払日にお支払いする利息は預金規定に定めた利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象となります。 <p>(1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1, 0 0 0万円までとその利息等が保護されます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口へご照会ください。 |
| 1 2. 当行が契約している 指定紛争解決機関 | <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> |

[自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)]

1. 中途解約利率

お預入れ期間に応じて次の利率を適用いたします。

| お預入れ期間 | 中途解約利率 |
|-----------|--------------------|
| 6ヶ月未満 | 解約日の普通預金利率 |
| 6ヶ月以上1年未満 | 預入日の6ヶ月ものの約定利率×70% |
| 1年以上2年未満 | 預入日の1年ものの約定利率×70% |
| 2年以上3年未満 | 預入日の2年ものの約定利率×70% |
| 3年以上4年未満 | 預入日の3年ものの約定利率×70% |
| 4年以上5年未満 | 預入日の4年ものの約定利率×70% |

(注) 1. 小数点第4位以下を切捨てて計算いたします。

2. 預金者が個人の場合の「3年もの」「4年もの」および「5年もの」の複利型については、中途解約の場合にも6ヶ月複利の方法により中途解約利息を算出いたします。

2. 中間払利息

お預入れ期間が2年以上のものについては、中間利払日に約定利率に70%を乗じた利率で計算した1年分の利息を中間払利息としてお支払いいたします。

| 期間 | 中間利払日 | 受取方法 |
|---------|--------------------------|-----------------------------|
| 2年 | 預入日の1年後の応答日 (以降) | ・ 中間利息定期預金作成 ・ 口座振替 ・ 現金 |
| 2年超3年未満 | 預入日の1年後の応答日 (以降) | ・ 口座振替 ・ 現金 |
| 3年超4年未満 | 預入日の1年後・2年後の応答日 (以降) | ・ 口座振替 ・ 現金 |
| 4年 | 預入日の1年毎の応答日 (以降) | ・ 口座振替 ・ 現金 |
| 4年超5年未満 | 預入日の1年後・2年後・3年後の応答日 (以降) | ・ 口座振替 ・ 現金 |
| 5年 | 預入日の1年毎の応答日 (以降) | ・ 口座振替 ・ 現金 |

(注) 1. 「3年複利型」「4年複利型」および「5年複利型」は、6ヶ月複利により利息計算を行うので、中間利払はいたしません。

2. 期間2年以上の定期預金を中間利息支払い後に中途解約されて、中間払利息の金額が中途解約利息を上回る場合は、差額を元金から差し引いて清算させていただきます。

以 上